なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

2）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

3）建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　6(1)1）の認定（6(1)1）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)1）の認定を受けていない構成員が6(1)1）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、6(1)1）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)1）の認定又は6(1)1）の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)1）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成30―32年度　新町川橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年４月12日

総務省統計局長　千野　雅人

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　72

⑵　購入等件名及び数量　サービス産業動向調査の実施業務（平成31年１月調査開始）一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年５月７日午後４時迄（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒162―8668 東京都新宿区若松町19―１総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係長　平河　電話03―5273―1122　ＦＡＸ03―5273―1180

E-mail　g-futankoui@soumu.go.jp

3　仕様書案の交付等

⑴　交付期間　公示日から意見の提出期限まで

⑵　交付場所　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。

https://www.geps.go.jp

4　仕様書案の説明会

説明会に参加しようとする者は、平成30年４月18日までに2⑵へ説明会参加の旨をメール又はＦＡＸで連絡すること。

⑴　開催日時　平成30年４月19日午後３時

⑵　開催場所　総務省第二庁舎１階105号室

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 72

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Monthly Survey on Service Industries 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 4 : 00 PM 7 May 2018

⑷　Contact point for the notice : HIRAKAWA, Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8668 Japan TEL 03―5273―1122.

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年４月12日

株式会社日本政策金融公庫

管財部長　島本さゆり

◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　テレビ会議システムの導入　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年５月10日15時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒100―0004 東京都千代田区大手町１－９－４　大手町フィナンシャルシティノースタワー　株式会社日本政策金融公庫管財部契約課　都丸　勝己　電話03―3270―1552

3　仕様書の交付

⑴　交付期間　平成30年４月12日から平成30年５月10日まで

⑵　交付方法　本公示の日から、原則として電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信する。

ア　電子メールの標題に、「意見招請に関する公示に係る仕様書交付希望」と記載する。

イ　電子メールの本文に、次の内容を記載する。

①　件名「テレビ会議システムの導入」

②　交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに仕様書案を添付したうえで交付申請者に返信することにより、仕様書案を交付する。仕様書案が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、前2⑵の担当者まで電話連絡を行うこと。なお、窓口（前2⑵の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに前2⑵の担当者まで電話連絡を行うこと。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Introduction of Online Meeting System, 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 PM 10 May, 2018

⑷　Contact point for the notice Katsuki Tomaru, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004 Japan. Tel 03―3270―1552